

ときわ公園にぎわい創出事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ときわ公園が幅広い世代にとって、「行ってみたい公園」、「何度も行きたくなる公園」になることを目的として、学生目線でのこれまでにない面白いイベントを募集するため、ときわ公園にぎわい創出事業補助金(以下「補助金」という。)を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を申請できる者は、学校の所在地が山口県内にあり、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。ただし、応募者が未成年者である場合には、保護者又は監督者(応募者が通学する学校の教師等)の同意(募集要綱の内容を含む。)を要する。

- (1) 学校教育法に規定する大学(大学院含む)、短期大学、高等専門学校、専修学校若しくは高等学校に在籍する学生又はその教師。(聴講生は除く)
- (2) 在学生2名以上で構成される「グループ」であること。

(事業期間)

第3条 同一の補助事業に対し補助を行う期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(補助限度額等)

第4条 補助事業の補助限度額は200千円とする。

- 2 補助率は10/10とする。
- 3 補助金の補助対象経費はイベント等開催に係る経費とする(別表参照)。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、市長が定める期日までに、ときわ公園にぎわい創出事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書又はこれに準ずる書類
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定に際して、条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付を決定したときは、ときわ公園にぎわい創出事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助事業者に通知するものとする。

（変更の申請）

第7条 補助事業者は、補助金の交付の申請内容を変更しようとするときは、次に掲げる書類を添えてときわ公園にぎわい創出事業補助金変更申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（1）事業計画書又はこれに準ずる書類（変更前後の内容を明記したもの）

（2）収支予算書（変更前後の内容を明記したもの）

（3）その他市長が必要と認める書類

（変更の決定）

第7条の2 市長は、前条の申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに変更を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定に際して、条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付変更を決定したときは、ときわ公園にぎわい創出事業補助金交付変更決定通知書（様式第3号の2）により補助事業者に通知するものとする。

（実績の報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）は、次の各号に掲げる事項を記載したときわ公園にぎわい創出事業補助金実績報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。この場合において、次に掲げる書類を添付するものとする。

（1）実績報告書又はこれに準ずる書類

（2）収支決算書

（3）その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による報告を受けた場合において、提出された書類を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、ときわ公園にぎわい創出事業補助金交付額確定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、遅滞なくときわ公園にぎわい創出事業補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により適法な補助金の請求書の提出を受けたときは、速やかに補助事業者に補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第10条 前条第1項の規定にかかわらず、補助事業者は、当該年度の途中において、概算払いにより補助金の交付を受けようとするときは、ときわ公園にぎわい創出事業補助金概算払交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けた場合において、その内容を審査の上、必要があると認めるときは、概算払による補助金の交付を決定し、補助事業者に補助金を交付するものとする。

(補助金概算払の精算)

第11条 前条の規定により概算払による補助金の交付を受けた補助事業者は、第5条又は第7条により通知を受けた場合は交付決定額を上限に、ときわ公園にぎわい創出事業補助金概算払精算書(様式8号)により精算手続きをとらなければならない。ただし、残額が生じた場合にあってはこれを返納しなければならない。

(補助金交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が補助金の交付決定を受けた後、次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) その他補助金の交付が不適当な事情が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、ときわ公園にぎわい創出事業補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既にその額を超える補助金を交付しているときは、ときわ公園にぎわい創出事業補助金返還命令書(様式第10号)により補助金の全部又は一

部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月30日から施行し、
改正後の第2条第1号の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年2月6日から施行する。

別表 補助の対象となる経費

項 目	内 容
報償費	出演者謝礼金等
広告宣伝費	チラシ、ポスター、パンフレットなどの印刷物の製作費、印刷費、新聞折込み経費、メディア広告費等
賃借料	会場の借上費、機材等のレンタルに要する経費
会場設営費	会場の設営費
通信運搬費	郵便、運搬に要する経費
消耗品費	事務用品等消耗品購入費 景品購入費（景品表示法に基づく）
保険料	イベント時の賠償責任保険料、損害保険料等
委託料	設営委託、音響委託、警備委託等に要する経費
旅費	講師、イベント出演者等の交通費等

※食糧費や汎用性のある備品購入費等は、補助対象外とする。